

IV-1 肥料の登録申請又は届出書の提出先について

		区 分 等	生産/輸 入	使用原料や製法等による登録区分	提出先
肥 料	普通肥料	登録肥料	生産	法第4条第1項第1～6号に該当する 普通肥料 (例：尿素、汚泥肥料、化成肥料等)	農林水産大臣 (FAMIC経由)
				法第4条第1項第7号に該当する普通 肥料（石灰質肥料を含む） (例：有機質肥料、石灰質肥料等)	都道府県知事
			輸入/外国 登録生産	—	農林水産大臣 (FAMIC経由)
		指定混合肥料 【届出】	生産/ 輸入	次頁で説明	次頁で説明
	特殊肥料 【届出】	農水大臣の指定す る米ぬか、堆肥、 魚かす等 【混合特殊肥料】 特殊肥料 + 特殊肥 料	生産/ 輸入	—	都道府県知事

青字が今回の法改正によって、追加された内容

注) FAMIC：独立行政法人農林水産消費安全技術センター

IV-2 指定混合肥料の届出の提出先について

	使用原料等	生産/ 輸入	原料として使用される普通肥料の登録区分	書類の提出先
指定混合肥料	指定配合肥料 普通肥料 + 普通肥料 (単純配合・水造粒)	生産	法第4条第1項第1号、2号及び6号に掲げる肥料が原料として用いられる場合 (例：尿素、過石、化成肥料等を含む場合)	農林水産大臣(地方農政局等)
			それ以外の場合 (例：尿素、過石、化成肥料等を含まない場合)	都道府県知事
		輸入	—	農林水産大臣(地方農政局等)
	指定化成肥料 普通肥料 + 普通肥料 (水造粒を含まない)	生産	法第4条第1項第1号、2号及び6号に掲げる肥料が原料として用いられる場合	農林水産大臣(地方農政局等)
			それ以外の場合	都道府県知事へ提出
	輸入	—	農林水産大臣(地方農政局等)	
		特殊肥料等入り指定混合肥料 普通肥料 + 特殊肥料	生産	法第4条第1項第1～3号(硫黄及びその化合物のみ)及び6号に掲げる肥料が原料として用いられる場合
	それ以外の場合			都道府県知事
	輸入		—	農林水産大臣(地方農政局等)
	土壌改良資材入り指定混合肥料 普通肥料 + 土壌改良資材	生産	法第4条第1項第1～3号(硫黄及びその化合物のみ)及び6号に掲げる肥料が原料として用いられる場合	農林水産大臣(地方農政局等)
			それ以外の場合	都道府県知事
		輸入	—	農林水産大臣(地方農政局等)
特殊肥料 + 土壌改良資材			生産	—
	輸入	—	農林水産大臣(地方農政局等)	

青字が今回の法改正によって、追加された内容

IV-3 届出肥料（農林水産大臣）の届出先について

地方農政局等の窓口	管轄する都道府県
北海道農政事務所 消費・安全部農産安全管理課	北海道
東北農政局 消費・安全部農産安全管理課	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東農政局 消費・安全部農産安全管理課	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局 消費・安全部農産安全管理課	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局 消費・安全部農産安全管理課	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局 消費・安全部農産安全管理課	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、
中四国農政局 消費・安全部農産安全管理課	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州農政局 消費・安全部農産安全管理課	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局 農林水産部消費・安全課	沖縄県

IV-4 登録肥料（農林水産大臣）の登録申請書の提出先について

農林消費安全技術センターの窓口	管轄する都道府県
本部 肥飼料安全検査部	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
札幌センター	北海道
仙台センター	青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県、福島県
名古屋センター	富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県
神戸センター	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
福岡センター	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県